

○財務省告示第百二十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年三月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年四月八日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第四百四
十八回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
法の法律及びその
の法律及びその
の法律及びその

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国

四 発行方法

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 価 格
競 争 入 札 発 行 一 と いう 。
格 競 争 入 札 の 決 定 を し た
後 に 行 わ れ る 入 札 で あ っ て
務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者
ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も
に よ る 発 行 一 以 下 国 債 市 場 特
別 参 加 者 ・ 第 II 非 価 格 競 争 入 札

ロ

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

各 申 込 み の 額 範 囲 内 にお いて 各 申
込 募 限 度 額 の 割 当 額 を 割 り 当 てる 。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 募 限 度 額 の 割 当 額 を 割 り 当 てる 。
各 申 込 み の 額 範 囲 内 にお いて 各 申

六

イ

入 価 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
発 競 行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

額 面 金 額 一 兆 九 百 七 十 八 億 円
う ち 財 政 第 四 十 一 項 の 規
定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 債 金
つ い て は 一 千 七 百 二 十 二 億 円
二 十 九 億 三 千 七 百 七 十 七 万 七 千 七 百 七 十 七 円
政 府 運 営 必 要 財 源 の 確 保 を 図 財 政 第 四 十 一 項 の 規
る た め の 公 債 発 行 の 特 例 に 関

十三 初期利子

平成二十六年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十五 償還期限

平成四十六年三月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十六年三月二十日